



沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当 日 が 県 の 休 日 に
当たるときは休刊とする。)

目 次

条 例

○ 沖縄県税条例の一部を改正する条例（税務課）	2
○ 沖縄県マリンタウン国際会議・大型展示場の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例（M I C E 推進課）	11
○ 建築基準法施行条例の一部を改正する条例（建築指導課）	13
○ 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例（警察本部交通企画課）	15
○ 沖縄県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一 部を改正する条例（警察本部交通規制課）	15
規 则	
○ 沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則（行政管理課）	16
○ 沖縄県証紙条例施行規則の一部を改正する規則（財政課）	16

公布された条例のあらまし

○ 沖縄県税条例の一部を改正する条例（条例第23号）

- 1 沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）の一部を次のように改正することとした。<第1条>
 - (1) 自動車税事務所で行っている自動車税の徴収金に係る業務のうち当該事務所で行うことが困難なものについて、那覇県税事務所長に委任する。（第4条関係）
 - (2) 自動車税の環境性能割の税率の適用区分を見直す。（第139条の3関係）
 - (3) 自動車税の減免の申請期限を延長する。（第139条の12及び第146条関係）
 - (4) 自動車の環境への負荷の低減に関する不正により生じた納付不足額に係る納税義務を当該不正を行った自動車製造業者等に負わせる特例規定について、納付不足額を徴収する際に加算する割合を引き上げる。（附則第17条の5及び第19条の3関係）
 - (5) その他所要の改正を行う。（第10条の3、第20条、第39条及び第81条の2関係）
- 2 沖縄県税条例の一部を次のように改正することとした。<第2条>

自動車税の環境性能割の税率の適用区分を見直す。（第139条の3及び附則第17条の6関係）
- 3 この条例は、次に掲げる日から施行することとした。（附則第1項）
 - (1) 1(1)、(3)及び(5)（第39条に係る部分を除く。）に係る部分 公布の日
 - (2) 1(2)、(4)及び(5)（第39条に係る部分に限る。）に係る部分 令和6年1月1日
 - (3) 2に係る部分 令和7年4月1日
- 4 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第2項から第4項まで）

○ 沖縄県マリンタウン国際会議・大型展示場の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例（条例第24号）

- 1 条例の趣旨について定めることとした。（第1条）
- 2 民間事業者の選定の手続について定めることとした。（第2条）
- 3 運営等の基準について定めることとした。（第3条）
- 4 業務の範囲について定めることとした。（第4条）
- 5 利用料金について定めることとした。（第5条）
- 6 規則への委任について定めることとした。（第6条）
- 7 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則）

○ 建築基準法施行条例の一部を改正する条例（条例第25号）

- 1 道路の位置の指定の申請に対する審査に係る手数料の徴収根拠を定めることとした。 (別表第5関係)
- 2 住宅及び老人ホーム等に設ける給湯設備の機械室等に係る容積率緩和の特例の認定の申請に対する審査に係る手数料等の徴収根拠を定めることとした。 (別表第5関係)
- 3 その他所要の改正を行うこととした。 (別表第5関係)
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1は、令和6年1月1日から施行することとした。 (附則)

○ 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例 (条例第26号)

- 1 特定小型原動機付自転車の運転による交通の危険を防止するための講習に係る手数料の徴収根拠を定めることとした。 (別表第9関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。 (附則)

○ 沖縄県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (条例第27号)

- 1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則 (平成18年国家公安委員会規則第28号) の一部が改正されたことを踏まえ、規定を整備することとした。 (第3条関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。 (附則)

条 例

沖縄県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月28日

沖縄県知事 玉城康裕

沖縄県条例第23号

沖縄県税条例の一部を改正する条例

第1条 沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「第1項」を「前2項」に改め、「那覇県税事務所を除く。」の次に「又は自動車税事務所」を加える。

第10条の3第6項中「においては」を「には」に改める。

第20条第2項中「によつて」を「により」に改める。

第39条第2項中「第8条の4の2」を「第8条の4」に改める。

第81条の2中「によつて」を「により」に改め、「前における当該仮換地等」の次に「である土地」を、「字句は、」の次に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同条の表を次のように改める。

第64条第2項	土地に	土地に対応する第61条第9項に規定する仮換地等（第71条及び第81条において「仮換地等」という。）に
第71条第1項	額に当該土地	額に当該土地に対応する仮換地等
第71条第1項第1号	の上	に対応する仮換地等の上
第71条第2項	額に当該土地	額に当該土地に対応する仮換地等
第71条第2項第1号	の上	に対応する仮換地等の上
第71条第3項	額に当該土地	額に当該土地に対応する仮換地等
第71条第3項第1号	の上	に対応する仮換地等の上
第71条第4項及び第5項	土地に	土地に対応する仮換地等に
第81条	その譲渡する住宅の用に供する土地で	土地でそれに対応する仮換地等がその譲渡する住宅の用に供されるもののうち
	の上	に対応する仮換地等の上

第139条の3第1項第1号ア中「の自動車」を「の乗用車」に改め、同号アイ中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に、「第147条第1号イ」を「第151条第1号イ」に、「第145条第1項」を「第149条第1項」に、「100分の65」を「100分の70」に改め、同号イイ中「100分の75」を「100分の80」に改め、同号ウ中「2.5トン」を「3.5トン」に改め、同号エ中「2.5トン以下のトラック」を「3.5トン以下のバス」に改め、同号エア中「2分の1」を「4分の3」に改め、同号エア b中「4分の1」を「2分の1」に改め、同号エイ中「基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120」を「令和2年度基準エネルギー消費

効率に100分の105」に改め、同号才中「2.5トンを超える3.5トン以下のバス又はトラック」を「3.5トン以下のトラック」に改め、同号才(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値」を「基準エネルギー消費効率であつて令和4年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和4年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の95を乗じて得た数値（車両総重量が2.5トン以下のトラックにあつては、令和4年度基準エネルギー消費効率）」に改め、同号カ中「バス又は」を削り、同号カ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値」を「令和4年度基準エネルギー消費効率」に改め、同項第2号ア(イ)中「100分の65」を「100分の70」に改め、同号イ(イ)中「100分の75」を「100分の80」に改め、同項第3号ア(イ)中「100分の65」を「100分の70」に改め、同号イ(イ)中「100分の75」を「100分の80」に改め、同号才中「第9条の4第13項」を「第9条の4第15項」に改め、同号才(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105」を「基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の110」に改め、同号才を同号キとし、同号エ中「バス又は」を削り、「第9条の4第12項」を「第9条の4第14項」に改め、同号エ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値」を「令和4年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号エを同号カとし、同号ウ中「バス又は」を削り、「第9条の4第11項」を「第9条の4第13項」に改め、同号ウ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110」を「令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95」に改め、同号ウを同号オとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 車両総重量が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第11項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年轻油軽中量車基準に適合すること。

b 平成21年轻油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年轻油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

エ 車両総重量が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行

規則第9条の4第12項に規定するもの

- (ア) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

第139条の3第2項第1号ア中「乗用車」を「営業用の乗用車」に、「第9条の4第14項」を「第9条の4第16項」に改め、同号イ中「車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラック」を「自家用の乗用車」に、「第9条の4第15項」を「第9条の4第17項」に改め、同号イ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115」を「令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70」に改め、同号イに次のように加える。

- (ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第139条の3第2項第1号ウ中「2.5トンを超える3.5トン以下のバス又はトラック」を「3.5トン以下のバス」に、「第9条の4第16項」を「第9条の4第18項」に改め、同号ウ(ア)a中「2分の1」を「4分の3」に改め、同号ウ(ア)b中「4分の1」を「2分の1」に改め、同号ウ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値」を「令和2年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号エ中「バス又は」を削り、「第9条の4第17項」を「第9条の4第20項」に改め、同号エ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110」を「令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95」に改め、同号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

エ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第19項に規定するもの

- (ア) 次のいずれかに該当すること。
 - a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (イ) エネルギー消費効率が令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95を乗じて得た数値以上であること。

第139条の3第2項第2号を次のように改める。

(2) 次に掲げる石油ガス自動車

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第21項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第22項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第139条の3第2項第3号ア中「乗用車」を「営業用の乗用車」に、「第9条の4第19項」を「第9条の4第23項」に改め、同号イを次のように改める。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第24項に規定するもの

(ア) 平成30年轻油軽中量車基準又は平成21年轻油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第139条の3第2項第3号エ中「第9条の4第22項」を「第9条の4第27項」に改め、同号エ(イ)中「以上」を「に100分の105を乗じて得た数値以上」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「バス又は」を削り、「第9条の4第21項」を「第9条の4第26項」に改め、同号ウ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110」を「令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 車両総重量が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第25項に規定するもの

(ア) 平成21年轻油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第139条の3第4項中「第1号アからエまで」を「第1号ア、イ及びオ」に、「第1号ア及びイ」を「第1号ア、イ及びエ」に改め、「並びに」の次に「令和4年度基準エネルギー消費効率及び」を加え、「及び平成27年度基準エネルギー消費効率」を削り、同項の表第1項第1号ア(イ)の項中「100分の65」を「100分の70」に、「次項第1号ア(イ)」を「次項第1号」に、「100分の141」を「100分の151」に改め、同表第1項第1号イ(イ)の項中「100分の75」を「100分の80」に、「100分の162」を「100分の173」に改め、同表第1項第1号イ(ウ)及びウ(イ)の項中「及びウ(イ)」を削り、同表第1項第1号エ(イ)の項中「第1項第1号エ(イ)」を「第1項第1号オ(イ)」に、「基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120」を「令和4年度基準エネルギー消費効率）」に、「100分の150」を「100分の155を乗じて得た数値）」に改め、同表第2項第1号イ(イ)の項中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115」を「令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70」に、「100分の144」を「100分の151」に改め、同表に次のように加える。

第2項第1号イ(ウ)	令和2年度基準エネルギー消費効率	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値
------------	------------------	------------------------------------

第2項第1号エ(イ)	令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の147

第139条の3第5項中「第1号ア、第2号及び第3号ア」を「第1号ア及びイ、第2号並びに第3号ア及びイ」に改め、同項の表第1項第1号ア(イ)の項中「100分の65」を「100分の70」に、「100分の94」を「100分の102」に改め、同表第1項第1号イ(イ)の項中「100分の75」を「100分の80」に、「100分の109」を「100分の116」に改め、同表第1項第2号ア(イ)の項中「100分の65」を「100分の70」に、「100分の94」を「100分の102」に改め、同表第1項第2号イ(イ)の項中「100分の75」を「100分の80」に、「100分の109」を「100分の116」に改め、同表第1項第3号ア(イ)の項中「100分の65」を「100分の70」に、「100分の94」を「100分の102」に改め、同表第1項第3号イ(イ)の項中「100分の75」を「100分の80」に、「100分の109」を「100分の116」に改め、同表第2項第1号ア(イ)、第2号イ及び第3号ア(イ)の項中「、第2号イ及び第3号ア(イ)」を削り、同表に次のように加える。

第2項第1号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の102
第2項第2号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の87
第2項第2号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の102
第2項第3号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の87
第2項第3号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の102

第139条の12第3項中「第139条の6の規定による申告をする際」を「第139条の6第1項の規定による申告書を提出した日から30日以内」に改める。

第146条第2項中「第143条第3項の規定によつてその税金を払い込むこととされてい

る際」を「第144条第1項の規定による申告書を提出した日から30日以内」に改める。

附則第17条の5第1項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第17条の6第2項を削る。

附則第19条の3中「100分の10」を「100分の35」に改める。

第2条 沖縄県税条例の一部を次のように改正する。

第139条の3第1項中「又は第3項」を「から第4項まで」に改め、同項第1号ア(イ)中「100分の70」を「100分の80」に改め、同号イ(イ)中「100分の80」を「100分の85」に改め、同項第2号ア(イ)中「100分の70」を「100分の80」に改め、同号イ(イ)中「100分の80」を「100分の85」に改め、同項第3号ア(イ)中「100分の70」を「100分の80」に改め、同号イ(イ)中「100分の80」を「100分の85」に改め、同号キ(イ)中「基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の110を乗じて得た数値」を「基準エネルギー消費効率であつて令和7年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和7年度基準エネルギー消費効率」という。）」に改め、同条第2項中「又は第5項」を「から第6項まで」に改め、同項第1号ア(イ)中「100分の60」を「100分の70」に改め、同号イ(イ)中「100分の70」を「100分の75」に改め、同項第2号ア(イ)中「100分の60」を「100分の70」に改め、同号イ(イ)中「100分の70」を「100分の75」に改め、同項第3号ア(イ)中「100分の60」を「100分の70」に改め、同号イ(イ)中「100分の70」を「100分の75」に改め、同号オ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105」を「令和7年度基準エネルギー消費効率に100分の95」に改め、同条第3項中「又は第5項」を「から第6項まで」に改め、同条第4項の表第1項第1号ア(イ)の項中「100分の70」を「100分の80」に、「100分の151」を「100分の173」に改め、同表第1項第1号イ(イ)の項中「100分の80」を「100分の85」に、「100分の173」を「100分の184」に改め、同表第2項第1号ア(イ)の項中「100分の60」を「100分の70」に、「100分の130」を「100分の151」に改め、同表第2項第1号イ(イ)の項中「100分の70」を「100分の75」に、「100分の151」を「100分の162」に改め、同条第5項中「平成27年度基準エネルギー消費効率」を「基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）」に改め、同項の表第1項第1号ア(イ)の項中「100分の70」を「100分の80」に、

「100分の102」を「100分の116」に改め、同表第1項第1号イ(イ)の項中「100分の80」を「100分の85」に、「100分の116」を「100分の123」に改め、同表第1項第2号ア(イ)の項中「100分の70」を「100分の80」に、「100分の102」を「100分の116」に改め、同表第1項第2号イ(イ)の項中「100分の80」を「100分の85」に、「100分の116」を「100分の123」に改め、同表第1項第3号ア(イ)の項中「100分の70」を「100分の80」に、「100分の102」を「100分の116」に改め、同表第1項第3号イ(イ)の項中「100分の80」を「100分の85」に、「100分の116」を「100分の123」に改め、同表第2項第1号ア(イ)の項中「100分の60」を「100分の70」に、「100分の87」を「100分の102」に改め、同表第2項第1号イ(イ)の項中「100分の70」を「100分の75」に、「100分の102」を「100分の109」に改め、同表第2項第2号ア(イ)の項中「100分の60」を「100分の70」に、「100分の87」を「100分の102」に改め、同表第2項第2号イ(イ)の項中「100分の70」を「100分の75」に、「100分の102」を「100分の109」に改め、同表第2項第3号ア(イ)の項中「100分の60」を「100分の70」に、「100分の87」を「100分の102」に改め、同表第2項第3号イ(イ)の項中「100分の70」を「100分の75」に、「100分の102」を「100分の109」に改め、同条に次の1項を加える。

6 第1項（第3号キに係る部分に限る。）及び第2項（第3号オに係る部分に限る。）の規定は、令和7年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則第9条の2第38項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則第9条の2第39項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車について準用する。この場合において、第1項第3号キ(イ)中「基準エネルギー消費効率であつて令和7年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和7年度基準エネルギー消費効率」という。）」とあるのは「基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項第3号オ(イ)において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の110を乗じて得た数値」と、第2項第3号オ(イ)中「令和7年度基準エネルギー消費効率に100分の95」とあるのは「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105」と読み替えるものとする。

附則第17条の6中「又は第5項」を「から第6項まで」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定 公布の日
 - (2) 第1条中沖縄県税条例第39条第2項の改正規定、第139条の3の改正規定（同条第1項第1号ア(イ)中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に、「第147条第1号イ」を「第151条第1号イ」に、「第145条第1項」を「第149条第1項」に改める部分を除く。）並びに附則第17条の5及び第19条の3の改正規定並びに附則第2項及び第3項の規定 令和6年1月1日
 - (3) 第2条の規定及び附則第4項の規定 令和7年4月1日
(自動車税に関する経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の沖縄県税条例（以下「新条例」という。）第139条の3及び附則第17条の5の規定は、前項第2号に掲げる規定の施行の日（以下「2号施行日」という。）以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、2号施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第19条の3の規定は、令和5年度分の2号施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び令和6年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの2号施行日前に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割については、なお従前の例による。
- 4 第2条の規定による改正後の沖縄県税条例第139条の3の規定は、附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日（以下「3号施行日」という。）以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、3号施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

沖縄県マリンタウン国際会議・大型展示場の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例をここに公布する。

令和5年7月28日

沖縄県知事 玉城康裕

沖縄県条例第24号**沖縄県マリンタウン国際会議・大型展示場の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例**

(趣旨)

第1条 この条例は、本県の観光その他の産業の振興並びに学術及び文化の振興を促すとともに、県土の均衡ある発展を図ることが重要であることに鑑み、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき、西原町及び与那原町に整備する沖縄県マリンタウン国際会議・大型展示場（以下「国際会議・大型展示場」という。）の公共施設等運営権（法第2条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。）に係る実施方針（法第5条第1項に規定する実施方針をいう。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(民間事業者の選定の手続)

第2条 法第8条第1項の規定により選定されようとする民間事業者は、知事が定める申請書に事業計画書その他知事が定める書類を添えて、知事に申請しなければならない。

2 知事は、前項の規定により提出された書類を審査し、次に掲げる基準に最も適合すると認めたものを選定するものとする。

(1) 事業計画書等の内容が、国際会議・大型展示場の運営等（法第2条第6項に規定する運営等をいう。以下同じ。）の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

(2) 国際会議・大型展示場の運営等を適正かつ確実に実施するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が定める基準

(運営等の基準)

第3条 公共施設等運営権者（法第9条第4号に規定する公共施設等運営権者をいう。以下同じ。）は、法令、条例及び規則を遵守し、国際会議・大型展示場を常に良好な状態において維持管理し、経済的価値を十分に發揮するよう最も効率的にこれを運営しなければならない。

2 国際会議・大型展示場の休館日、開館時間その他の運営等について必要な事項は、公

共施設等運営権者が知事と協議して定めるものとする。

(業務の範囲)

第4条 公共施設等運営権者は、国際会議、国内会議、展示会等を開催するための施設の提供その他の国際会議・大型展示場における運営等に関する業務を行う。

(利用料金)

第5条 国際会議・大型展示場の利用料金（法第2条第6項に規定する利用料金をいう。）の額は、国際会議・大型展示場の利用の見通しその他の事項を勘案して公共施設等運営権者が適正な額を定める。

(規則への委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月28日

沖縄県知事 玉城康裕

沖縄県条例第25号

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

建築基準法施行条例（昭和47年沖縄県条例第83号）の一部を次のように改正する。

別表第5の1の2の項を同表の1の3の項とし、同表の1の項の次に次の1項を加える。

1の2 法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定（指定の変更及び廃止を含む。）の申請に対する審査	道路の位置の指定に係る申請手数料	50,000円
---	------------------	---------

別表第5の8の項の次に次の1項を加える。

8の2 法第52条第6項第3号の規定による建築物の容積率の特例認定	27,000円
-----------------------------------	---------

による建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	申請手数料	
------------------------------	-------	--

別表第5の13の項の次に次の1項を加える。

13の2 法第55条第3項の規定による建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の高さの特例許可申請手数料	160,000円
---	------------------	----------

別表第5の14の項中「第55条第3項」を「第55条第4項」に改め、同表の19の項の次に次の1項を加える。

19の2 法第58条第2項の規定による高度地区内における建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	高度地区内における建築物の高さの特例許可申請手数料	160,000円
--	---------------------------	----------

別表第5の36の項及び38の項中「既存建築物を除く」を「建築等をするものに限る」に改め、同表の39の項中「一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の」を「公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等の」に、「一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料」を「公告認定対象区域内における建築物の新築又は増築等の認定申請手数料」に、「一敷地内認定建築物を除く」を「新築又は増築等をするものに限る」に改め、同表の40の項中「一敷地内認定建築物以外の建築物に」を「公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等に」に、「一敷地内認定建築物以外の建築物の特例許可申請手数料」を「公告認定対象区域内における建築物の新築又は増築等の特例許可申請手数料」に、「一敷地内認定建築物を除く」を「新築又は増築等をするものに限る」に改め、同表の41の項中「一敷地内許可建築物以外の建築物に」を「公告認定対象区域内における一敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は一敷地内許可建築物の増築等に」に、「一敷地内許可建築物以外の建築物の許可申請手数料」を「公告認定対象区域内における建築物の新築又は増築等の許可申請手数料」に、「一敷地内許可建築物を除く」を「新築又は増築等をするものに限る」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第5の1の項の次に1項を加える改正規定は、令和6年1月1日から施行する。

沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月28日

沖縄県知事 玉城康裕

沖縄県条例第26号

沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

沖縄県警察関係手数料条例（昭和47年沖縄県条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第9第1項の表講習手数料の項中「第108条の2第1項第15号」の次に「又は第16号」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月28日

沖縄県知事 玉城康裕

沖縄県条例第27号

沖縄県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

沖縄県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例（平成25年沖縄県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「又は自転車」を「及び遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路を通行しているものに限る。）又は特定小型原動機付自転車（道路交通法（昭和35年法律第105

号) 第17条第3項に規定する特定小型原動機付自転車をいう。) 及び自転車」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年7月28日

沖縄県知事 玉城康裕

沖縄県規則第46号

沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則

沖縄県行政組織規則（昭和49年沖縄県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第123条第2項第6号中「又は沖縄県宮古事務所」を「、沖縄県宮古事務所」に改め、「沖縄県八重山事務所」の次に「又は沖縄県自動車税事務所」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

沖縄県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年7月28日

沖縄県知事 玉城康裕

沖縄県規則第47号

沖縄県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県証紙条例施行規則（昭和48年沖縄県規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第5項第65号中「第15号」を「第16号」に改める。

別表第7項中第21号の2を第21号の3とし、第21号の次に次の1号を加える。

21の2 道路の位置の指定に係る申請手数料

別表第7項第28号の次に次の1号を加える。

28の2 建築物の容積率の特例認定申請手数料

別表第7項第33号の次に次の1号を加える。

33の2 建築物の高さの特例許可申請手数料

別表第7項第39号の次に次の1号を加える。

39の2 高度地区内における建築物の高さの特例許可申請手数料

別表第7項第60号から第62号までを次のように改める。

60 公告認定対象区域内における建築物の新築又は増築等の認定申請手数料

61 公告認定対象区域内における建築物の新築又は増築等の特例許可申請手数料

62 公告認定対象区域内における建築物の新築又は増築等の許可申請手数料

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第7項第21号の次に1号を加える改正規定は、令和6年1月1日から施行する。

発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印 刷 所 文進印刷株式会社 〒901-0416 八重瀬町字宜次706番地4
--	---